③　have Grade A or B “offer of services etc” in terms of the qualification for participating in tenders competitive bidding by the Cabinet Office (Single qualification for every ministry and agency) in fiscal years 2025, 2026, 2027.

④　not be suspended from transaction by the request of the officials in charge of contact.

(7)　Time-limit for Tender : 12 : 00 PM, 21 July, 2026.

(8)　Contact point for the notice : Onabe Mei, Contract 3 Section, Accounts Division, Minister’s Secretariat, Cabinet Office, 1―6―1 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8914 Japan TEL 03―5253―2111 ext. 82352

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年５月29日

支出負担行為担当官

内閣府大臣官房会計担当参事官　井出　英次

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　13

1　調達内容

(1)　品目分類番号　73

(2)　購入等件名及び数量

海外向け年間広告媒体（テレビＣＭ、番組及び記事広告）のコンテンツ制作及び放送等業務　一式

(3)　調達案件の仕様等　入札説明書による。

(4)　履行期間　入札説明書による。

(5)　履行場所　入札説明書による。

(6)　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7)　電子調達システムの利用　本案件は、電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））の電子入札機能利用対象案件である。なお、電子入札によりがたい者は、入札説明書に定める様式により、紙入札方式とすることができる。

2　競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2)　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3)　令和07・08・09年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（広告・宣伝）」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。

(4)　内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3　入札書等の提出場所等

(1)　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒100―8914 東京都千代田区永田町１―６―１　内閣府大臣官房会計課契約第２係　北野安純美　電話03―5253―2111　内線82324

(2)　入札説明書の交付方法　本公告の日から原則、「電子調達システム」に掲載する。

(3)　履行体制証明書の受領期限　令和８年７月21日正午

(4)　郵送による入札書の受領期限　令和８年７月30日午前10時

(5)　開札の日時及び場所　令和８年７月30日午後２時　内閣府庁舎１階第２入札室

4　その他

(1)　入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

(2)　入札保証金及び契約保証金　免除。

(3)　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4)　契約書作成の要否　要。

(5)　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6)　詳細は入札説明書による。

5　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : IDE Eiji Counsellor of the Accounts Division, Minister’s Secretariat, Cabinet Office

(2)　Classification of the services to be procured : 73

(3)　Nature and quantity of the services to be required : Creating material abroad (Television CM, Programs, and Articles) of advertising media 1 set

(4)　Fulfillment period : According to the bid explanation form

(5)　Fulfillment place : According to the bid explanation form

(6)　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the Consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　have Grade A, B or C “offer of services etc” in terms of the qualification for participating in tenders by Cabinet Office (Single qualification for every ministry and agency) in fiscal years 2025, 2026 and 2027

④　not be suspended from transaction by the request of the officials in charge of contract.

(7)　Time-limit for tender of proposal : 12 : 00 PM, 21 July, 2026

(8)　Contact point for the notice : KITANO Asumi, Contract 2 Section, Accounts Division, Minister’s Secretariat, Cabinet Office, 1―6―1 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8914 Japan. TEL 03―5253―2111 ext. 82324

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年５月29日

支出負担行為担当官

内閣府大臣官房会計担当参事官　井出　英次

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　13

1　調達内容

(1)　品目分類番号　26

(2)　購入等件名及び数量　災害備蓄用大型テントの製造又は調達及び納品業務

(3)　調達物品の仕様等　入札説明書による。

(4)　納入期間　入札説明書による。

(5)　納入場所　入札説明書による。

(6)　入札方法　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7)　電子入札システムの利用　本案件は、電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））の電子入札機能利用対象調達案件である。なお、電子入札によりがたい者は、入札説明書に定める様式により、紙入札方式とすることができる。

2　競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。